

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議の設置について

令和2年6月11日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

令和元年度より学習者用デジタル教科書が制度化されたが、GIGA スクール構想による児童生徒1人1台端末環境の実現を見据え、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向けて、ハード・ソフト・指導体制を一体として更なる充実を図ることとしている。また、中央教育審議会初等中等教育分科会においても、「児童生徒1人1台環境の実現に向けた整備促進と併せて、デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行」うことが求められている。これらのことから、児童生徒1人1台端末環境におけるデジタル教科書・教材の活用促進について専門的な検討を行うことを目的として、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 児童生徒1人ひとりが端末を持った際のデジタル教科書の在り方に関すること
- (2) (1) を踏まえた制度的な位置づけに関すること
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て検討を行う。
- (2) 検討会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 開催期間

令和2年6月11日 ～ 令和3年7月31日

5. 公開等の取扱い

本会議に係る資料及び議事録は、不開示情報を除き、会議終了後、速やかに文部科学省ホームページにて公表する。

6. 庶務

検討会議に関する庶務は、関係局課の協力を得て、初等中等教育局教科書課において処理する。

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 青山 由紀 | 筑波大学附属小学校教諭 |
| 赤堀 美子 | 全国連合小学校長会調査研究部長 |
| 片山 敏郎 | 新潟市教育委員会学校支援課副参事・指導主事 |
| 片山 弘喜 | 宮崎市教育情報研修センター指導主事 |
| 加藤 直樹 | 東京学芸大学 ICT センター教育情報化研究チーム |
| 河鳶 貞 | 柏市教育委員会教育長 |
| 黒川 弘一 | 一般社団法人教科書協会デジタル教科書政策特別委員会座長 |
| 齋藤 ひろみ | 東京学芸大学教職大学院教授 |
| 柴田 隆史 | 東京福祉大学教育学部教授 |
| 清水 敬介 | 公益社団法人日本PTA全国協議会専務理事 |
| 白鳥 亮 | 株式会社 Lentrance 取締役開発統括責任者 |
| 中川 一史 | 放送大学教授 |
| 中野 泰志 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 東原 義訓 | 信州大学特任教授／一般社団法人教育情報化推進機構理事長 |
| 平方 邦行 | 日本私立中学高等学校連合会常任理事 |
| 福山 隆彦 | 全日本中学校長会教育情報部長 |
| 堀田 龍也 | 東北大学大学院情報科学研究科教授 |
| 宮原 京子 | 公益社団法人経済同友会教育改革委員会副委員長 |

(50音順、敬称略。役職は令和2年6月時点。)

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討事項（案）

1. 背景

- 日本では、検定により質が担保された教科書が、教科学習における主たる教材として法律による使用義務の対象となるとともに、義務教育諸学校の児童生徒には無償給与され、これらにより基礎的・基本的な教育内容の履修が保障されている。教科書は、これからも学校教育において重要な役割を果たしていくものであり、児童生徒の学習の充実のため、社会の変化にも対応しながら、より良いものとなるよう不断に改善していくことが必要である。
- 令和2年度から順次実施される新学習指導要領の総則においては、ICT（情報通信技術）環境を整備する必要性が規定されるなど、教育の情報化の重要性が一層高まっている。そのような中、これまで紙を前提としていた教科書についても、平成27年度より『『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議』において検討が行われ、令和元年度から、一定の基準の下で、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できるようになった。
- さらに、GIGA スクール構想に基づいた1人1台端末環境の実現による、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向けて、ハード・ソフト・指導体制それぞれの面から改革に取り組むこととしている。また、新型コロナウイルス感染症の発生とその対策のため、遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した取組が学校現場において急速に拡大している。
- このような状況を踏まえ、児童生徒の学びの充実を図る観点から、デジタル教科書の今後の在り方と、デジタル教材も含めた活用促進方策等について検討する。

2. 検討の視点

※以下、「デジタル教科書」は学校教育法上の学習者用デジタル教科書を指す。

(1) デジタル教科書の在り方

将来的にデジタル教科書やデジタル教材がどうあるべきかを見据えつつ、まずは、現状の教科書制度上のデジタル教科書が学校現場において有効活用されるための在り方について検討する。

- 児童生徒の学びの質を充実させるため、デジタル教科書はどのようにあるべきか。
- 児童生徒の学びの充実に向けて、具体的に検討が必要な点は以下の通り。
 - ・ デジタル教科書が児童生徒の学びの充実寄与するために、どのような学習機能や操作機能、学習履歴の把握のための仕組みが必要か。
 - ・ 現在、デジタル教科書と発行者製作のデジタル教材は一体的に活用されているものもあるが、デジタル教科書とデジタル教材（発行者以外が製作したものも含む）をより広く連携させるにはどのようにすべきか。
- デジタル教科書の導入による教師の教材作成や校務負担軽減に資する影響としてどのようなことが考えられるか。また、デジタル教科書・教材を効果的に活用するために、教師にはどのような資質・能力が求められ、どのようにその向上を図るべきか。

- 障害のある児童生徒や外国人児童生徒等が、より効果的に学習を行うことができるよう、どのような配慮が求められるか。また、具体的にどのような機能が必要と考えられるか。
- 学びの充実のためによりデジタル教科書の使用が増える場合、懸念される影響はあるか。また、その影響を最小限にするための留意事項や対応方策として何かがあるか。
- デジタル教科書を宿題や家庭学習において使用する場合、効果的な使用法や留意事項、必要となる支援があるか。

(2) 教科書制度の在り方

(1)を踏まえ、デジタル教科書の望ましい在り方を踏まえた教科書制度はどうあるべきか検討する。

- 教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することができるとし、各教科等の授業時数の2分の1に満たないことを基準として示しているが、この基準についてどう考えるか。
- デジタル教科書を法令上の「教科用図書」として位置付けるべきか。
- 教科書検定や教科書採択、教科書の供給といった現行の教科書制度等の見直しの必要があるか。